

○ 無線設備規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十八号）の一部を改正する省令案 新旧対照表

（傍線部は改正部分）

改正案	現行
<p>（インマルサット船舶地球局等の無線設備の条件）</p> <p>第四十条の四 （略）</p> <p>2 （略）</p>	<p>（インマルサット船舶地球局等の無線設備の条件）</p> <p>第四十条の四 （略）</p> <p>2 （略）</p> <p>3 インマルサット船舶地球局のインマルサットB型の無線設備は、第一項各号に掲げる条件のほか、次に掲げる条件に適合するものでなければならない。</p> <p>一 送信装置の条件</p> <p>イ 変調方式は、位相変調であること。</p> <p>ロ 送信速度は、通信の種類に応じて次のいずれかに規定する値（許容偏差は、百万分の〇・四以内とする。）であること。</p> <p>(1) (2)以外の通信を行う場合 毎秒二四、〇〇〇ビット</p> <p>(2) 無線高速データによる通信を行う場合 毎秒二三二キロビット</p> <p>ハ 位相雑音のレベルは、なるべく別図第四号の九に示す曲線の値を超えないこと。</p> <p>ニ 送信電力の値が通常値を二デシベル以上上回る場合に、送信を直ちに停止する機能を有すること。</p> <p>二 受信装置の条件</p> <p>イ 空中線系の絶対利得と受信装置の等価雑音温度との比は、(二)</p>

四デシベル以上であること。

- ロ 無線電信による通信(データ伝送を行う場合にあつては、毎秒三〇〇ビットのものに限る。)を行う場合にあつては、搬送波の周波数偏差が九二五ヘルツ、クロック周波数偏差が百万分の〇・三五、かつ、二相位相変調波の搬送波電力と雑音の電力密度との比が四〇・七デシベルとなるレベルの電波を受信した場合において、復調後におけるビット誤り率は、任意の一時間において八〇パーセントの確率で〇・〇〇一パーセント以下であること。
- ハ 無線電信による通信(毎秒三〇〇ビットを超えるデータ伝送を行うものに限る。)を行う場合にあつては、搬送波の周波数偏差が九二五ヘルツ、クロック周波数偏差が百万分の〇・三五、かつ、四相位相変調波の搬送波電力と雑音の電力密度との比が四六・五デシベルとなるレベルの電波を受信した場合において、復調後におけるビット誤り率は、一、〇〇〇秒以上の時間において八〇パーセントの確率で〇・〇〇一パーセント以下であること。
- ニ 無線高速データによる通信を行う場合にあつては、搬送波の周波数偏差が九二五ヘルツ、クロック周波数偏差が百万分の〇・三五、かつ、四相位相変調波の搬送波電力と雑音の電力密度との比が五三・六デシベルとなるレベルの電波を受信した場合において、復調後におけるビット誤り率は、一、〇〇〇秒以上の時間において八〇パーセントの確率で〇・〇〇〇一パーセント以下であること。
- ホ 無線電話による通信を行う場合にあつては、搬送波の周波数偏

差が九二五ヘルツ、クロック周波数偏差が百万分の〇・三五、かつ、四相位相変調波の搬送波電力と雑音の電力密度との比が次の表の上欄に掲げるレベルの電波を受信した場合においては、復調後におけるビット誤り率は、それぞれ同表の下欄に掲げる値以下であること。

搬送波電力と雑音の電力密度との比	復調後におけるビット誤り率
四七・二デシベル	一〇秒以上の時間において九八パーセントの確率で一パーセント以下であること
四八・六デシベル	一、〇〇〇秒以上の時間において八〇パーセントの確率で〇・〇一パーセント以下であること

三 空中線の条件

イ 主輻射の方向からの離角に対する絶対利得は、次の表の上欄に掲げる区別に従い、それぞれ同表の下欄に掲げるとおりのものであること。

主輻射の方向からの離角(θ)	絶対利得
一六度以上二二度以下	八デシベル以下
一一度を超え五七度以下	次に掲げる式による値以下 $41 - 25 \log_{10} \theta$ デシベル

3) 6 (略)

(インマルサット携帯移動地球局の無線設備)

第四十九条の二十四 (略)

五七度を超え一八〇度以下

(一) ミリメートル以下

ロ 送信又は受信する電波の偏波は、右旋円偏波であること。

四 前三号に掲げるもののほか、総務大臣が別に告示する技術的条件に適合すること。

4) 7 (略)

(インマルサット携帯移動地球局の無線設備)

第四十九条の二十四 (略)

2) インマルサット携帯移動地球局のインマルサットB型の無線設備は、次の各号の条件に適合するものでなければならない。

一 送信装置の条件

第四十条の四第三項第一号に規定する条件に適合すること。

二 受信装置の条件

イ 空中線系の絶対利得と受信装置の等価雑音温度との比は、第四十条の四第三項第二号イに規定する条件に適合すること。

ロ 直接印刷電信による通信を行う場合にあつては、搬送波の周波数偏差が九二五ヘルツ、クロック周波数偏差が百万分の〇・三五、かつ、二相位相変調波の搬送波電力と雑音の電力密度との比が四〇・七デシベルとなるレベルの電波を受信した場合において、復調後におけるビット誤り率は、任意の一時間において八〇パーセントの確率で〇・〇〇一パーセント以下であること。

ハ 無線データ（ファクシミリ伝送を含む。）による通信を行う場合にあつては、搬送波の周波数偏差が九二五ヘルツ、クロック周

237 (略)

別表第一号 (第5条関係)

波数偏差が百万分の〇・三五、かつ、四相位相変調波の搬送波電力と雑音の電力密度との比が四八・五デシベルとなるレベルの電波を受信した場合において、復調後におけるビット誤り率は、一、〇〇〇秒以上の時間において八〇パーセントの確率で〇・〇〇一パーセント以下であること。

二 無線高速データによる通信を行う場合にあつては、搬送波の周波数偏差が九二五ヘルツ、クロック周波数偏差が百万分の〇・三五、かつ、四相位相変調波の搬送波電力と雑音の電力密度との比が五三・六デシベルとなるレベルの電波を受信した場合において、復調後におけるビット誤り率は、一、〇〇〇秒以上の時間において八〇パーセントの確率で〇・〇〇〇一パーセント以下であること。

ホ 呼出し及び回線割当てを行うための通信を行う場合にあつては、ロに規定する条件に適合すること。

ク 無線電話による通信を行う場合にあつては、第四十条の四第三項第二号ニに規定する条件に適合すること。

三 空中線の条件

第四十条の四第三項第三号イ及びロに規定する条件に適合すること。

四 前三号に掲げるもののほか、総務大臣が別に告示する技術的条件に適合すること。

338 (略)

別表第一号 (第5条関係)

周波数の許容偏差の表

(表略)

注 1～31 (略)

32 インマルサット船舶地球局及びインマルサット携帯移動地球局の送信設備に使用する電波の周波数の許容偏差は、この表に規定する値にかかわらず、次のとおりとする。

(1) (略)

(2)～(5) (略)

33～56 (略)

別表第二号 (第 6 条関係)

第 1～第 4 (略)

第 5 インマルサット船舶地球局及びインマルサット携帯移動地球局の無線設備の占有周波数帯幅の許容値は、第 1 から第 4 までの規定にかかわらず、次のとおり指定する。この指定をする場合には、電波の型式に冠して表示する。

1 (略)

2～7 (略)

第 6～66 (略)

周波数の許容偏差の表

(表略)

注 1～31 (略)

32 インマルサット船舶地球局及びインマルサット携帯移動地球局の送信設備に使用する電波の周波数の許容偏差は、この表に規定する値にかかわらず、次のとおりとする。

(1) (略)

(2) インマルサット B 型の無線設備 200Hz

(3)～(6) (略)

33～56 (略)

別表第二号 (第 6 条関係)

第 1～第 4 (略)

第 5 インマルサット船舶地球局及びインマルサット携帯移動地球局の無線設備の占有周波数帯幅の許容値は、第 1 から第 4 までの規定にかかわらず、次のとおり指定する。この指定をする場合には、電波の型式に冠して表示する。

1 (略)

2 インマルサット B 型の無線設備

(1) 変調信号の送信速度が毎秒 132 キロビットのもの 136kHz

(2) (1)以外のもの 24kHz

3～8 (略)

第 6～66 (略)

別表第三号（第7条関係）

1～13 （略）

14 インマルサット船舶地球局の送信設備のスプリアス発射の強度の許容値は、2に規定する値にかかわらず、次のとおりとする。

(1) （略）

(2)～(3) （略）

15～35 （略）

36 インマルサット携帯移動地球局の送信設備のスプリアス発射の強度の許容値は、2に規定する値にかかわらず、次のとおりとする。

(1) （略）

別表第三号（第7条関係）

1～13 （略）

14 インマルサット船舶地球局の送信設備のスプリアス発射の強度の許容値は、2に規定する値にかかわらず、次のとおりとする。

(1) （略）

(2) インマルサット船舶地球局のインマルサットB型の送信設備
ア 変調時におけるスプリアス発射（高調波発射を除く。）の等
価等方輻射電力の強度の許容値は、任意の4kHz幅において別
図第1号に示す曲線の値とする。ただし、1,626.4MHz から
1,646.6MHz までの周波数帯における変調時の周波数ごとのス
プリアス発射の強度の許容値は、離調周波数が100kHz（無線
高速データによる通信を行う場合にあつては、500kHz）を超え
るものに対して無変調時の基本周波数の等価等方輻射電力よ
り60dB低い値とする。

イ 高調波発射（18GHz以下の周波数のものに限る。）の強度の
許容値は、等価等方輻射電力が（-）23dBW以下である値とす
る。

(3)～(4) （略）

15～35 （略）

36 インマルサット携帯移動地球局の送信設備のスプリアス発射の強度の許容値は、2に規定する値にかかわらず、次のとおりとする。

(1) （略）

(2) インマルサット携帯移動地球局のインマルサットM型の送信設備

ア (略)

イ 高調波発射（18GHz以下の周波数のものに限る。）の強度の許容値は、14(2)イに規定する値とする。

(3) インマルサット携帯移動地球局のインマルサットミニM型の送信設備及びインマルサット携帯移動地球局のインマルサットF型の送信設備

14(3)に規定する値とする。

(4)～(6) (略)

37～59 (略)

(2) インマルサット携帯移動地球局のインマルサットB型の送信設備

ア 変調時におけるスプリアス発射（高調波発射を除く。）の等価等方輻射電力の強度の許容値は、任意の4kHz幅において別図第1号に示す曲線の値とする。ただし、1,626.4MHzから1,646.6MHzまでの周波数帯における変調時の周波数ごとのスプリアス発射の強度の許容値は、離調周波数が100kHz（無線高速データによる通信を行う場合にあつては、500kHz）を超えるものに対して無変調時の基本周波数の等価等方輻射電力より60dB低い値とする。

イ 高調波発射（18GHz以下の周波数のものに限る。）の強度の許容値は、14(2)イに規定する値とする。

(3) インマルサット携帯移動地球局のインマルサットM型の送信設備

ア (略)

イ 高調波発射（18GHz以下の周波数のものに限る。）の強度の許容値は、14(3)イに規定する値とする。

(4) インマルサット携帯移動地球局のインマルサットミニM型の送信設備及びインマルサット携帯移動地球局のインマルサットF型の送信設備

14(4)に規定する値とする。

(5)～(7) (略)

37～59 (略)

別図第一号(別表第3号14、35及び36関係)

1 (略)

2～4 (略)

別図第四号の九(第40条の4及び第49条の24関係)

1・2 (略)

3～5 (略)

別図第一号(別表第3号14、35及び36関係)

1 (略)

2 インマルサット船舶地球局及びインマルサット携帯移動地球局のインマルサットB型の送信設備のスプリアス発射の強度の許容値

(図略)

3～5 (略)

別図第四号の九(第40条の4及び第49条の24関係)

1・2 (略)

3 インマルサット船舶地球局及びインマルサット携帯移動地球局のインマルサットB型の送信設備の位相雑音のレベル

(図略)

4～6 (略)

附 則

(施行期日)

1 この省令は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この省令の施行の際現に免許若しくは予備免許を受け、又は免許を申請しているこの省令による改正前の設備規則第四十条の四第三項及び第四十九条の二十四第二項に規定する無線設備の条件については、この省令による改正後の設備規則の規定にかかわらず、平成二十八年十二月三十一日まで、なお従前の例によることができる。